

辺野古サンゴ訴訟での最高裁不当判決に抗議する(談話)

2021年7月7日
安保破棄中央実行委員会
事務局長 東森英男

最高裁第3小法廷(林道晴裁判長)は6日、沖縄県がサンゴ移植をめぐる国の関与を不当と訴えた訴訟で、沖縄県の上告を棄却する不当判決を言い渡しました。

沖縄県民の民意を無視して辺野古新基地建設を強行する菅政権に追随し、地方自治法で保障された自治体の権限を蹂躪する今回の判決に強く抗議します。

判決は、防衛省が2019年に申請したサンゴの移植許可を沖縄県が行なわなかったことが裁量権の逸脱・乱用に当たるとしています。しかし、大浦湾の広大な海域に海底軟弱地盤が存在することを国も認め、設計変更申請が出されようとしていた中で、「軟弱区域外の護岸工事」だけを行なうためにサンゴ移植をすることに合理性はありません。埋め立て工事全体が完成しなければ、その工事は無意味となります。このような実態を無視して国が沖縄県の行政に介入したことは許されません。

今回の判決で、5人の裁判官のうち2人が沖縄県の措置の違法性を否定する反対意見を述べたことが注目されます。

宇賀克也裁判官は、設計変更申請が不承認となれば移植は無駄になるばかりか、移植されたサンゴの生存率は高くないことなどから「水産資源の保護培養という水産資源保護法の目的に反することになる」と指摘し、特定の工事のみに着目して判断することは「木を見て森を見ずの弊」と述べています。

宮崎裕子裁判官は、宇賀裁判官の意見に賛成を表明するとともに、補足意見として、防衛省の設計変更申請によって、仲井真知事が行なった埋め立て承認が「実質的に無意味なものになっている」と述べています。

辺野古新基地に関する訴訟で、このような反対意見が出されたのは初めてのことであり、辺野古新基地をめぐるたたかいと、沖縄県の取り組みが最高裁裁判官の中にも反映している結果として注目されます。

私たちは、完成見通しのない辺野古新基地計画を中止させ、普天間基地の無条件返還を一刻も早く実現するため、近く予想される玉城知事による設計変更不承認を支持する全国での運動や、総選挙でのたたかいに全力をあげる決意です。

以上